

秋田県教育委員会告示第18号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第5条第1項の規定により、次の秋田県指定有形文化財（考古資料）の指定を解除する。

令和元年9月3日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

名 称	所 在 地	所 有 者
高森岱遺跡出土土偶	北秋田市綴子字胡桃館	個 人